

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

インターナショナルスクール誘致計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

秋田県仙北市

3 地域再生計画の区域

秋田県仙北市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

①仙北市には高等教育機関が無く、かつ、若年層に魅力的な職種が少ないため、高校卒業後等に市外に転出する「18歳の崖」が発生している。実際、主要産業の観光業は労働集約型の産業構造であり、地域の未来を担う有望な人材には魅力が乏しく映る。また、観光業はシーズンや流行によりホテル等の施設稼働が大きく変動し、雇用需用も影響を受ける。そのため、観光業と親和性があり、知識集約型の産業構造で、継続的に雇用を創出できる教育産業等の新たな産業が必要である。

②観光宿泊客数は減少傾向で、田沢湖地域ではコロナ禍前の2019年度でさえ対2002年度比45.3%減と急減している。そのため、田沢湖湖畔や田沢湖高原には1980～90年代に多く建てられた観光ホテルや大学の保養所等が未使用で残され、周辺の景観に悪影響を与えている。また、路線バスやタクシー等の市内公共交通は、時刻表の目視、電話予約等が必要であり、デジタル化が十分ではなく、市外の人、特に、日本語に不慣れな外国人には公共交通を使った市内の移動は難しい。加えて、バス、タクシー、列車等の公共交通を組み合わせた移動は、市内の利用者でも容易ではない。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

規制緩和に取り組める国家戦略特区である優位性、水深日本一の田沢湖・乳頭温泉郷・県内最大級のたざわ湖スキー場等の豊富な観光資源、東京駅から乗り換え無し最短2時間45分というアクセスの良さ等を活かし、市内主要産業である観光業を教育産業等と組み合わせて継続的に雇用を創出できる産業に発展させる。そして、地場の産業振興を図るとともに、地域経済の発展、雇用創出等を行い、人口減少が進行する社会においても持続可能で活力のある地域づくりを目指す。

仙北市は国家戦略特区であり、優秀な外国人材の積極的な受入れ等の規制改革を活用できる。また、コロナ禍以前、年間4万人近い外国人が宿泊客として訪れており、教育旅行等では平成24年度から令和元年度まで延べ2千人以上の外国人学生等を農家民宿で受け入れていた。このように、小さな国際文化都市の素地を持つ仙北市は、外国人富裕層等の子女向け教育施設を誘致することで、外国人子女の定住人口を増やすだけでなく、外国人の交流人口を更に増やすことができる。加えて、観光業と親和性がある教育産業等を創出することで、地元の有望な若年層に雇用の場、創業機会等を提供し、市外流出による社会減の抑制を目指す。

【数値目標】

K P I ①	ハローワーク角館就職件数						単位	件
K P I ②	事業を通じたインターナショナルスクール運営法人の市内視察						単位	件
K P I ③	市内遊休施設のリスト化件数						単位	件
K P I ④	MaaSの利用者数						単位	人
	事業開始前 (現時点)	2023年度 増加分 (1年目)	2024年度 増加分 (2年目)	2025年度 増加分 (3年目)	2026年度 増加分 (4年目)	2027年度 増加分 (5年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	560.00	145.00	145.00	150.00	-	-	440.00	
K P I ②	0.00	1.00	1.00	1.00	-	-	3.00	
K P I ③	0.00	4.00	4.00	4.00	-	-	12.00	
K P I ④	0.00	0.00	10.00	20.00	-	-	30.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

インターナショナルスクール誘致事業

③ 事業の内容

① インターナショナルスクール誘致促進事業

規制緩和に取り組める国家戦略特区である優位性や湖・温泉・スキー場等の豊富な観光資源、東京とのアクセスの良さ等を活かして、外国人富裕層や優秀な外国人材等の子女の教育機関となるインターナショナルスクールの誘致を目指し、運営法人や事業パートナー等に対するアプローチやスキーム作り等の誘致活動やニーズ調査等を行う。

② インターナショナルスクール受入環境整備事業

インターナショナルスクール運営法人に対して、市内既存施設や未使用施設の利活用を提案できるよう、市内既存物件等を日本語と英語の両方でリスト化する。併せて、日本語に不慣れなインターナショナルスクール関係者が言語の壁を意識せず市内移動ができる既存公共交通を統合したMaaSの事業化検証実験を行い、インバウンド観光客や地元住民への利用範囲拡大等に関する検証を地域交通事業者とともに実施することで社会実装化を目指す。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

インターナショナルスクール誘致や市内遊休施設のリスト化等は、事業構築の初期経費は大きいですが、4年目以降は経費削減できる。参加料徴収や既存事業活動の一環としての実施等により自立が可能である。MaaSは参加交通事業者からの手数料収入と自治体の一部支援で自立を目指す。

【官民協働】

インターナショナルスクール誘致活動は、一過性の活動ではなく、実施運営のノウハウを市内関係者（観光事業者、観光協会、商工会等）と共有することで、事業終了後も継続的に誘致活動が自走できる仕組みを作る。市内遊休施設等リスト化事業は、市内関係者と連携しながら、事業終了後も、リストの更新を行う。MaaSは、行政がビジネスモデルの構築・検証を行い、その成果を市内交通事業者と共有を行い、社会実装化を目指す。

【地域間連携】

インターナショナルスクール誘致活動は、高度外国人材の流入により、秋田県内の民間投資の波及効果が期待できる。また、秋田県が有する企業ネットワークを最大限に活用し、新たなビジネスマッチングを目指す。MaaSは、市内病院等を利用する近隣市町住民等への利用拡大を図る。

【政策・施策間連携】

インターナショナルスクール設置の土地や遊休施設等の提案・フォローや、移住・定住推進政策と連携してインターナショナルスクールの教師や職員、その家族等の市内定住の支援を実施する。また、既存の地域振興策と連携し、地域コミュニティとの交流を支援することで、地域活性化の相乗効果を図る。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

外国人が言語の壁を気にせず利用できるMaaSの実証実験を通して、運営方法等をマニュアル化して、市内公共交通事業者と共有することで、収益化できるビジネスモデルとして持続的運営を図る。

理由①

MaaSを整備することで、外国人が言語の壁を気にせずに市内公共交通を利用することができ、市内公共交通の稼働率を上げて、市内移動の利便性及び魅力を向上できる。

取組②

既存公共交通単体では提供できない移動サービスを既存公共交通を一体として利用できるMaaSの実証実験を通して、運営方法等をマニュアル化して、市内公共交通事業者と共有することで、収益化できるビジネスモデルとして持続的運営を図る。

理由②

既存公共交通を統合したMaaSを整備することで、公共交通単体では享受できなかったが市内移動サービスを車を運転しない高齢者等に提供できる。

取組③

規制緩和に取り組める国家戦略特区である優位性や湖・温泉・スキー場等の豊富な観光資源、東京とのアクセスの良さ等を活かして、外国人富裕層や優秀な外国人材等の子女の教育機関となるインターナショナルスクールの誘致を目指し、運営法人に対するプロモーション等の誘致活動やニーズ調査等を行う。

理由③

インターナショナルスクールの関係者とのオンライン会議の実施やインターナショナルスクールの生徒の親である高度外国人材のリモートワーク移住の推進が期待できる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 9 月

【検証方法】

条例で設置している「仙北市総合政策審議会」において、事業実績に基づき、その効果について検証を行い、総合戦略に反映させるとともに、必要に応じて、事業の見直しを行う。

【外部組織の参画者】

市内団体等（観光協会、商工会、農業協同組合、森林組合）、秋田大学、市内金融機関、市民

【検証結果の公表の方法】

仙北市ホームページにて公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 58,783 千円

⑧ 事業実施期間

2023年4月1日 から 2026 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2026 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7－1 目標の達成状況に係る評価の手法

5－2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7－2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4－2に掲げる目標について、5－2の⑥の【検証時期】に
7－1に掲げる評価の手法により行う。

7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5－2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。